

★本案内は、日インドネシア協定利用者のみが対象です★

2023 年 11 月 20 日

日インドネシア協定利用者 各位

日本商工会議所

日インドネシア協定（JIEPA）における HS2017 の採用に伴う
特定原産地証明書申請手続き等について
（発給システムに登録の HS コードの確認・修正等）

7 月 7 日にご案内

(https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS2002toHS2017.pdf) のとおり、日インドネシア協定が採用する HS コードが、2024 年 2 月 5 日以降は 2002 年版（HS2002）から 2017 年版（HS2017）に変わります。

これに伴い、日インドネシア協定利用者の皆様にご対応いただくこと、ならびに移行に伴う判定依頼・発給申請の受付期間等について、以下のとおりご案内申し上げます。

記

1. 製品の原産性と HS2017 での HS コードの確認等

日インドネシア協定の原産品判定番号を保有する企業は、HS2002 から HS2017 への変更に伴い、以下の 3 点をご確認ください。

（1）HS2017 での HS コード

HS2017 における HS コードをご確認ください。

（適用する HS コードは輸入国（インドネシア）税関の見解が優先されます）

（2）製品の原産性

HS コードの移行に伴い、協定に定める原産性を保持しているかご確認ください。

CTC で判定依頼を行っている場合、材料の HS コードもご確認ください、原産性が保持されていることをご確認いただく必要があります。

なお、移行後の HS コード（HS2017）における 8708 項の一部製品では、製品と材料の HS コードが同一であっても一定の条件の下で原産品として認められることになっていますので、該当する製品の場合はご注意ください（詳細は、下記「[8708 項の一部号（HS2017）](#)における「製品の一般名称（英文）」入力について」をご参照）。

また、原産性の保持を確認するために使用した関係資料は、特定原産地証明書の発給日の翌日より5年間保存し、輸出国政府や関係機関等からの要請に応じて提出できるようにしてください。

(3) 発給システムに登録されている製品のHSコードの確認・修正

以下の移行対応プログラムから、発給システムに登録されている製品のHSコードを2024年2月2日（金）までにご確認いただき、必要に応じ修正ください。

なお、移行後のHSコード（HS2017）が8708項の一部製品では、「製品の一般名称（英文）」を追加でご入力いただく必要があります（詳細は、下記「**8708 項の一部号（HS2017）**」における「製品の一般名称（英文）」入力について」をご参照）。

<<<HS 移行対応プログラム>>>

※第一種特定原産地証明書発給システムにログインしたうえでご利用ください。

※操作方法に関するマニュアルは[こちら](#)

発給システムのHS移行対応プログラムは、国際連合が公表している対応表に基づき、候補となるコードを提示する仕組みを用意していますが、適用するHSコードは輸入国税関の見解が優先されるため、これらの候補以外のコードが示されることもあり得ます。必ず各社で当該製品の輸入時のHSコードをご確認くださいようお願いいたします。

●HS Correspondence tables (United Nations)

<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

なお、移行後のHSコード候補に応じて、移行対応プログラムの初期値を以下のとおり3パターンに分けております。

また、2024年2月5日以降の登録HSコードは、移行対応プログラムでの確認操作の仕方により以下のとおりとなります。

	移行後のHSコード候補		
	①	②	③
	移行後のHSコードが 1つに特定できる	移行後のHSコードが 1つに特定できない（複数に分かれる）	
		移行後の候補に 旧HSコードと 同じものがある	移行後の候補に 旧HSコードと 同じものがない
移行対応プログラムの 初期値	移行後（HS2017）の HSコード	移行前（HS2002）と 同じHSコード	「未確認・未決」 ※手動で移行後（HS2017）のHS コードを選択もしくは入力

移行対応プログラムでの確認操作

操作	2024 年 2 月 5 日以降の登録 HS コード		
未確認のまま （操作しない）	初期値（HS2017） を登録（※1）	初期値（HS2002と同じ） をHS2017のHSコード として登録（※1）	確認保留（※2）
確認を実施 （HSコードを選択・入力 して更新）	確認したHSコード	確認したHSコード	確認したHSコード
「未確定・未決」 を選択	確認保留（※2）	確認保留（※2）	確認保留（※2）
「使用停止」 を選択	使用停止	使用停止	使用停止

- ※1 ①および②のケースについては、確認操作（変更後 HS コードを選択または入力し、「更新」すること）をしていなくても、移行対応プログラムの初期値に登録された HS コードが 2024 年 2 月 5 日以降そのまま HS2017 の HS コードとして登録されます。2024 年 2 月 5 日以降、HS コードの確認操作は一切不可になります。
- ただし、一部 292 品目の商品につきましては、HS2017 への移行により原産性が認められなくなる可能性があるものとして、経済産業省が指定し、申請者側での確認操作（変更後 HS コードを選択または入力し「更新」すること）が必須のため、確認保留（状態が未確定・未定）となります。

詳細は、以下リンク先の操作説明の 8 頁をご参照ください。

https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS_manual.pdf#page=8

- ※2 確認保留（状態が未確定・未定）で 2024 年 2 月 5 日を迎えた判定番号は、当面の措置として 2024 年 2 月 5 日以降に 1 回だけ確認操作することができることとします。

未確認、または確認作業が十分でなかった結果、データに誤りがある場合は、修正のために以下のような多くの煩雑な手続きを要することになります。

- ①HS コードに誤りがある場合、その判定番号は無効となり、再度、判定依頼を提出、承認を得ていただくことになります（新しい判定番号となり、産品利用回数も 1 回からとなります）。

- ②証明書の発給後に HS コードの誤りが発覚した場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、記載の誤りの通知を、日本商工会議所にご提出いただくことになります。
- ③証明書の利用後に原産性の喪失が発覚した場合には、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、特定原産品でなかったことの通知を、日本商工会議所にご提出いただくことになります。また、経済産業省は証明書の発給の決定を取消し、証明書を利用した物品の仕向国に対し、特定原産品でなかった旨の通報を行うことになります。

●**8708 項の一部号 (HS2017)** における「製品の一般名称 (英文)」入力について

※「HS 移行対応プログラム」での手続きの後のご対応になります。

移行後の HS コード (HS2017) が 8708 項の以下の号に該当する場合、部分品 (材料) から完成品 (製品) への明らかな変化が確認できる場合に限り、製品と材料の HS コードが同一であっても原産品として認められます。

【製品と材料の HS コードが同一でも一定条件で原産品と認められる HS コード】
8708. 30、8708. 40、8708. 50、8708. 80、8708. 91、8708. 92、8708. 94

このため、HS コード移行の結果、製品の HS コードが上記に該当する場合、材料に同一の HS コードがあっても、部分品から本体への明らかな変化が認められる場合には、判定番号の利用を継続することができます。

HS2017 移行後の品目別規則の詳細は、外務省のサイトに掲載されておりますので、各自ご確認いただければ幸いです。

日・インドネシア経済連携協定附属書二の改正及び運用上の手続規則の修正について
(外務省 令和 5 年 7 月 3 日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24_002241.html

このため、上記 HS コードの全ての製品について、部分品 (材料) と完成品 (製品) の別を確認するため、原産品判定依頼時にご登録いただいた「輸出製品名 (英文)」とは別に、「製品の一般名称 (英文)」をご記入いただく必要があります。

「HS コード移行確認画面」内にある「製品の一般名称 (英文)」ボタンをクリックし、「製品の一般名称 (英文)」をご入力ください。

この際、入力する製品名には、どのような製品であるか明確になるよう、以下例をご参照のうえ、必ず「一般的な名称 (英文)」をご入力ください。

詳細は、以下リンク先の操作説明の 9～11 頁をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS_manual.pdf#page=9

2. 2024 年 1 月～2 月の判定依頼・発給申請受付期間

(1) 原産品判定依頼

- ・ HS2002 に基づく判定依頼受付：2024 年 1 月 22 日（月）まで
- ・ HS2017 に基づく判定依頼受付：2024 年 2 月 5 日（月）から開始

注 1：HS2002 による判定依頼が 2 月 2 日（金）までに「承認」となっていないものは、システム上の状態を「保存」に戻します。

この場合、2024 年 2 月 5 日以降に HS2017 により再度判定依頼いただくこととなります。

注 2：2024 年 2 月 2 日までに HS2002 にて産品判定番号を新規に取得した場合も、上記「1. 産品の原産性と HS2017 での HS コード番号の確認等」を行いませんと、システム上で適切な移行が行われない可能性があります。

注 3：2024 年 2 月 4 日までは、日インドネシア協定のルールにもとづき、HS2017 による判定依頼はできません。

(2) 証明書の発給申請

- ・ HS2002 による発給（再発給含む）申請受付：2024 年 1 月 29 日（月）まで
- ・ HS2017 による発給申請受付：2024 年 2 月 5 日（月）から開始

注 1：HS2002 による発給申請が 2024 年 2 月 2 日（金）までに「承認」になっていないものは、状態を「保存」に戻します。

この場合、2024 年 2 月 5 日（月）以降に HS2017 により再度発給申請いただくこととなります。

注 2：2024 年 1 月 30 日（火）以降はインドネシア協定の HS2002 による新規の発給申請はできません。十分に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

注 3：2024 年 2 月 4 日までは、日インドネシア協定のルールにもとづき、HS2017 による発給申請はできません。

[<<<日インドネシア協定の HS コード移行に関する Q&A>>>](#)

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム：<https://www.jccci.or.jp/hs.html>